

電力公社 (P E E : THE PUBLIC ESTABLISHMENT OF ELECTRICITY) の機構改革

1. 発電所・県単位による公団の設立：大統領令第13号（1994年4月19日署名）

(1) 発電所単位に、P E E G T (注1) の管轄の下、財政上及び行政上独立した公社を下記の通り設立する。

名 称	所在地	資本金 (単位：千SP) (注2)
メハルデ発電公社	ハマ県	3,050,000
バニヤス発電公社	タルトゥース県	4,400,000
カッティエネ発電公社	ホムス県	310,000
ティシュリーン発電公社	ダマスカス郊外県	2,450,000
ジャンダール発電公社	ホムス県	3,545,000
スウェイディーヤ発電所	ハッサケ県	795,000
ティーム発電所	デリゾール県	750,000

各公社の機能は、①系統的な経済的標準・技術的条件に従った電力の発電、発電した電力のP E G Tへの供給、②電力省が策定する計画に基づいた管轄施設及び機材の管理、運営、③管轄施設及び機材のメンテナンス計画の策定、右計画の実施、④電力省の総合的計画に従った管轄発電所の開発調査の実施、⑤P E G Tの指示に基づくその他の機能。

(2) 県単位に、P E D E E E (注1) の管轄の下、財政上及び行政上独立した公社を下記の通り設立する。

名 称	所在地	資本金 (単位：千SP) (注2)
ダマスカス県電力公社	ダマスカス県	790,000
ダマスカス郊外県電力公社	ダマスカス郊外県	485,000
ダラア県電力公社	ダラア県	227,000
スウェイダ県電力公社	スウェイダ県	105,000
ホムス県電力公社	ホムス県	660,000
ハマ県電力公社	ハマ県	550,000
アレッポ県電力公社	アレッポ県	1,550,000
イドリブ県電力公社	イドリブ県	400,000
ラタキア県電力公社	ラタキア県	505,000
タルトゥース県電力公社	タルトゥース県	300,000
デリゾール県電力公社	デリゾール県	305,000
ハッサケ県電力公社	ハッサケ県	560,000
ラッカ県電力公社	ラッカ県	270,000
クネイトラ県電力公社	クネイトラ県	35,000

各公社の機能は、①管轄施設及び機材の管理、運営、維持、②決められた配分に基づき発電された電力の受領、規則的な技術的条件に基づいた配電、③PEDEが策定する計画に基づいた、送電網（66KVW、20KVW、0.4KVW）及び変電所の当該県内の設置、④電気料金の請求書発行、徴収、決められた額のPEDEへの納付、⑤電力省策定の計画に基づいた開発調査の実施、管轄施設及び機材の稼働状況の改善、浪費の削減、⑥水力タイプも含め管轄県内の予備用の小型発電機の管理、補修、⑦PEDEの指示に基づくその他の機能。

(3) 電力大臣と大蔵大臣は特別委員会を設置し、右委員会は7月1日より開始する上記各公社への予算割り当ての準備を行なう。

(4) 上記各公社は、PEEが過去に締結した国内外の諸機関との全契約、PEEの権利及び義務を踏襲する。本法令で言及されていない事項に関しては、PEE設立に係る大統領令（第8号、1965年1月10日署名）が効力を発する。

(5) 本法令の発効より6カ月間を人事異動、定款作成等の整備期間と定める。

(6) 電力大臣は大蔵大臣と協議の上、本法令執行に係る省令を発する。

(7) 本法令は94年7月1日より効力を発する。

(註1) 大統領第14号によって、電力公社（PEE、1965年の大統領令第8号によって設立）が発電送電公社（PEGT）と配電開発公社（PEDE）に分割された。

(註2) 資本金は、上記2公社の資産及び資金、国家予算からの配分の総計。

2. 電力公社の分割：大統領令第14号（1994年4月19日署名）

(1) 電力公社（PEE）を2分割し、発電送電公社（PEGT：THE PUBLIC ESTABLISHMENT OF ELECTRICITY FOR GENERATION AND TRANSMISSION）と配電開発公社（PEDEE：THE PUBLIC ESTABLISHMENT FOR DISTRIBUTION AND EXPLOITATION OF ELECTRIC ENERGY）を電力大臣の管轄の下に、財政上及び行政上独立した機関として設立する。両公社の本部はダマスカスに置かれる。

(2) PEGTの機能

PEGTは発電及び送電を管轄、特に、①発電所及び送電網の需要の決定、右需要を満たすための計画の策定、②発電所、送電網及び変電所（230～400KV）の建設、③発電所、送電網（230KV及び400KV）、主要調整センターの運転、管理、維持、④変電所（230/66/20KV及び400KV）の運転、管理、維持、⑤アラブ諸国及びトルコとの電力網連結問題のフォロー。

(3) PEDEの機能

PEDEは配電を電力の有効利用を管轄、特に、①配電計画の策定、②配電所及び配電網(66/20/0.4KV)の建設、③配電所及び配電網(66/22/0.4KV)、二次的調整センター、デリゾールとホムスのコンクリート工場、電力修理部門、水力タイプも含めた予備用小型発電機の管理、運営、維持、④変電所(230/66/20KV)の22KVの維持。

(4) 新会社の資本金

PEGT: 17,500百万SP

PEDE: 8,300百万SP

上記資本金は、PEEの資産及び資金、国家予算からの配分の総計。

(5) 電力大臣と大蔵大臣は特別委員会を設置し、右委員会は、両公社に移転される資産目録の作成、PEEの予算を最終的に消算し、7月1日より開始するPEGT及びPEDEの予算割り当ての準備を行なう。

(6) PEEは解散される。

(7) PEGT及びPEDEは、PEEが過去に締結した国内外の諸機関との全契約、両公社の機能に係るPEEの権利と義務を継承する。本法令で言及されていない事項に関しては、PEE設立に係る大統領令(第8号)が効力を発する。

(8) 本法令の発効より6カ月間を人事異動、定款作成等のための整備期間と定める。

(9) 電力大臣は大蔵大臣と協議の上、本法令執行に係る省令を発する。

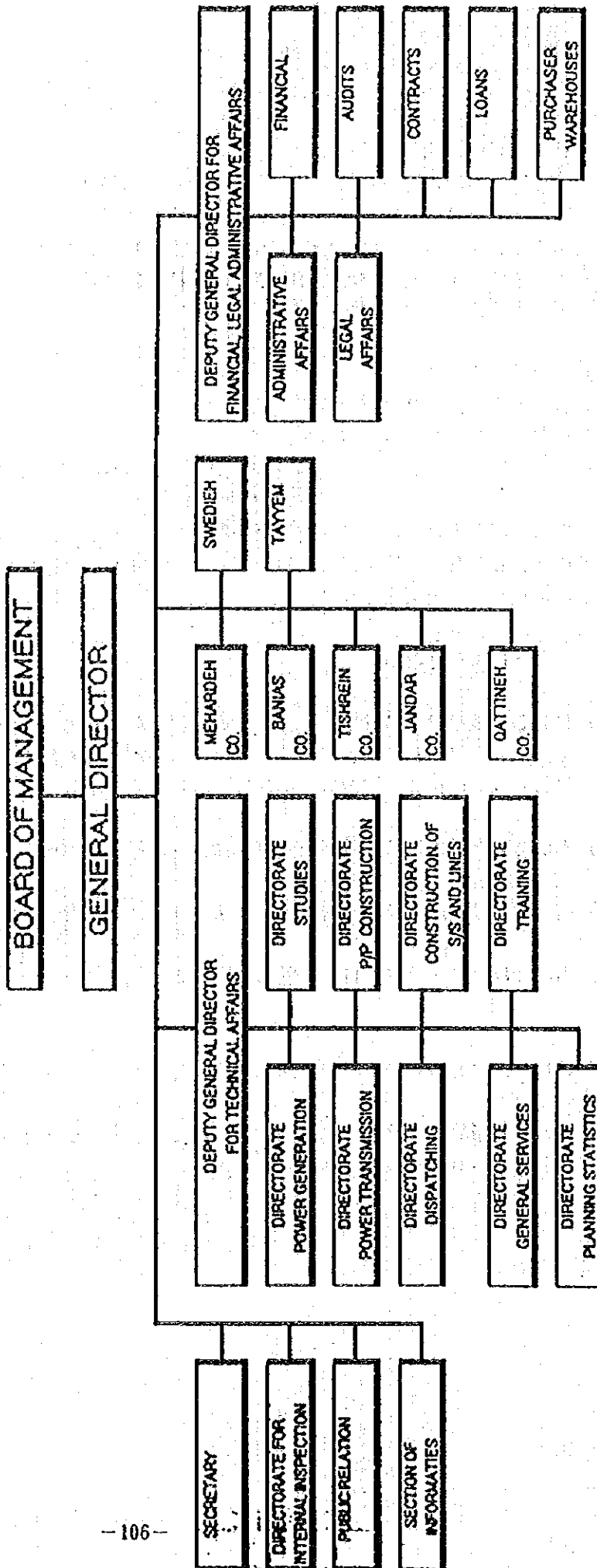
(10) 本法令は94年7月1日より効力を発する。

* PEGE及びPEDEの機構図を別添する。

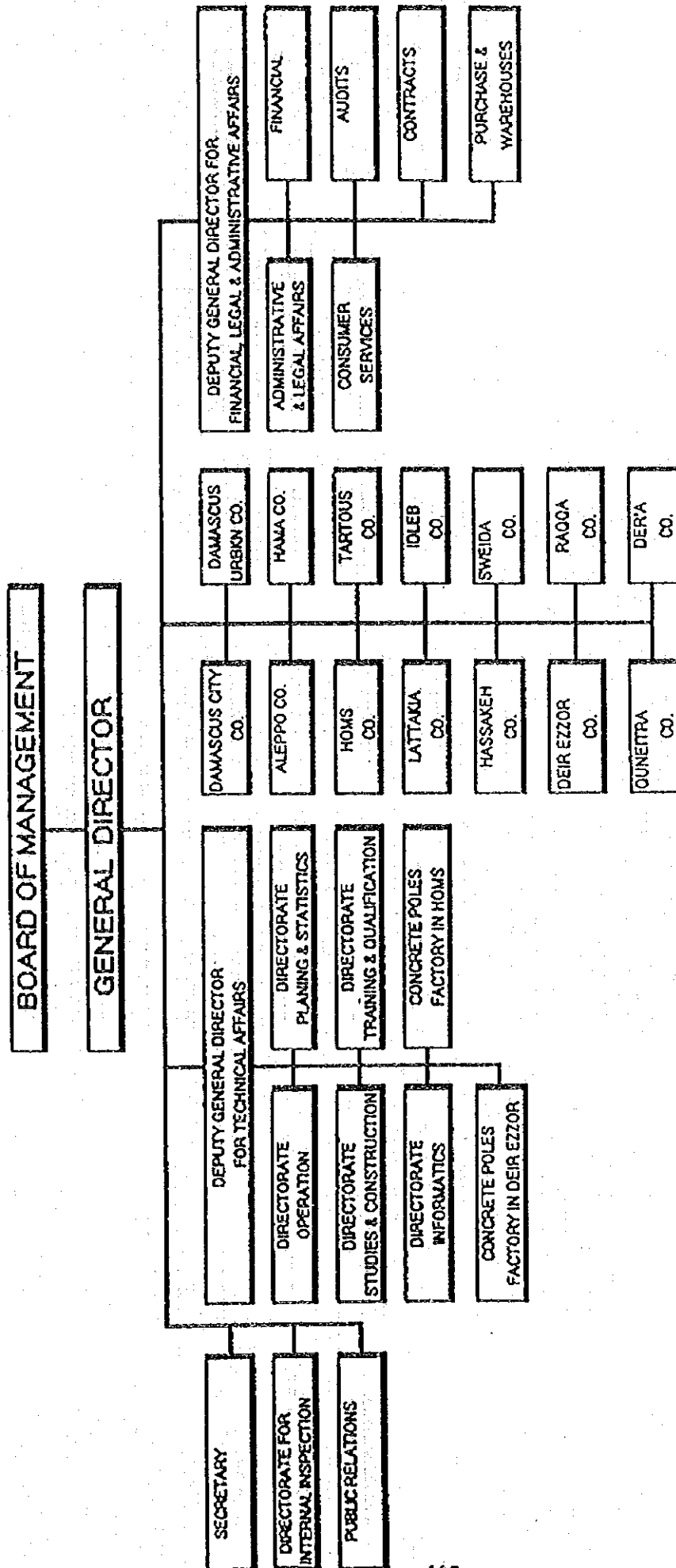
* 94年の開発予算中、PEEへの割り当ては13,900百万SP(全体の20.5%)、うち10,000百万SPが対外収入。

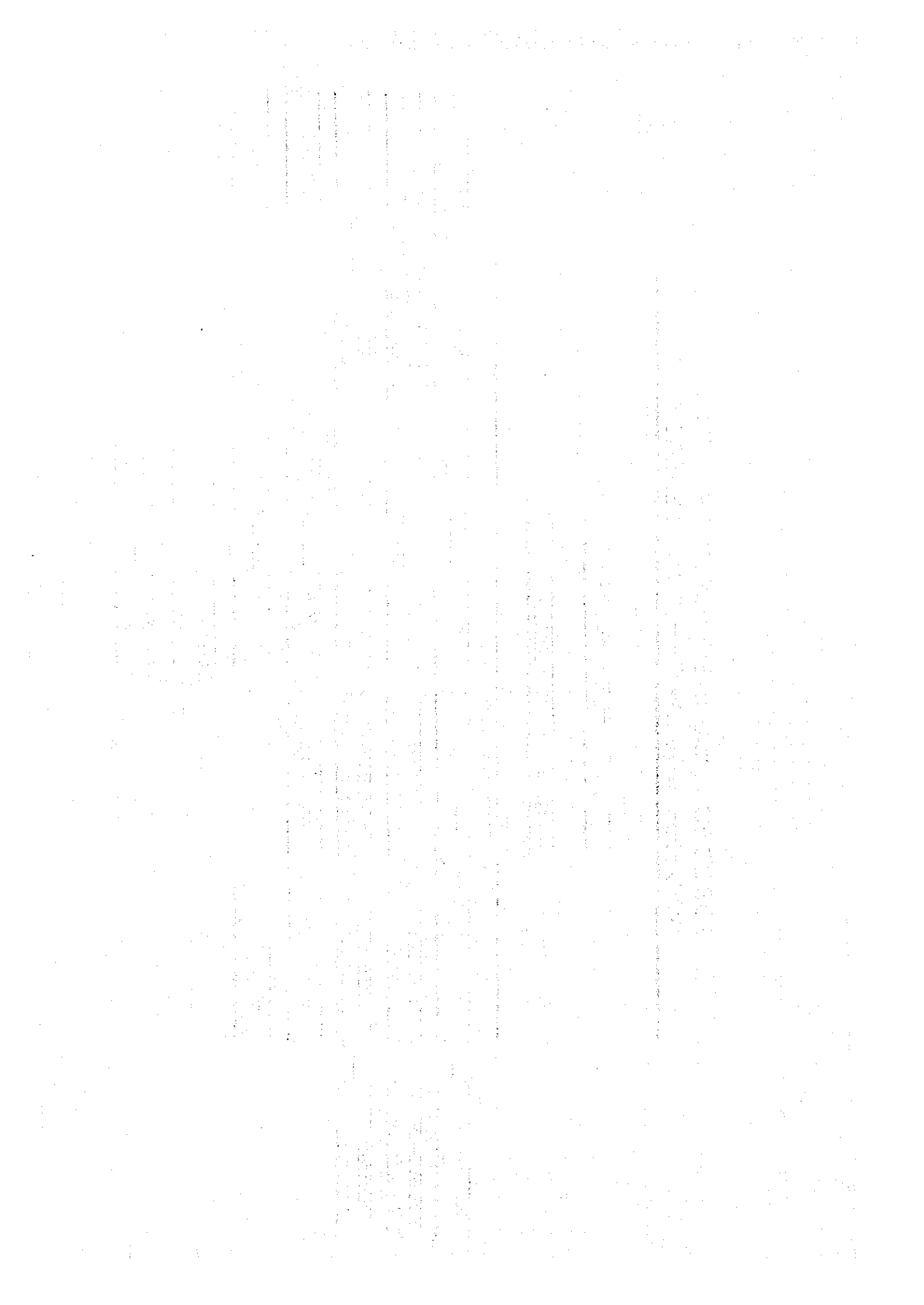
(7)

PUBLIC ESTABLISHMENT FOR GENERATION AND TRANSMISSION OF ELECTRIC ENERGY



PUBLIC ESTABLISHMENT FOR DISTRIBUTION AND EXPLOITATION OF ELECTRIC ENERGY

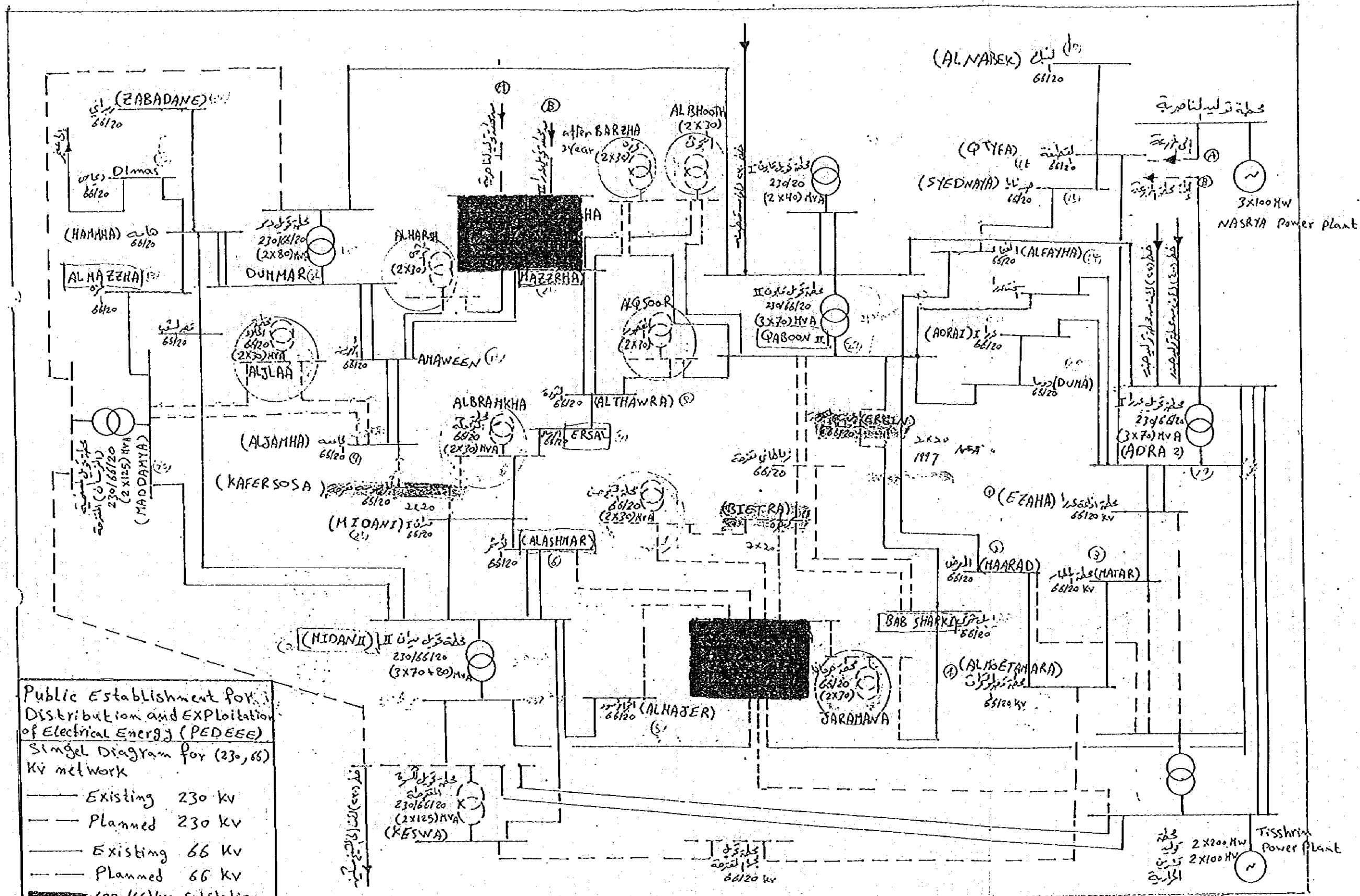




subsations 66/20 kv in damascus area for year 1995

governator	substation	installed capacity	peak load
DAMASCUS	ERSAL (A)	2*20	51
	BAB SHARKI (B)	3*20	71
	MAZZRHA (C)	3*20	64
	AMAWEEN (D)	3*20	45
	ALMAZZHA (E)	2*20	40
	ALFAYHA	1*20	12
	ALASHMAR (F)	2*20	53
	DUMMAR (G)	2*20	26
	MIDAN 1 (J)	3*20	51
	QABOON 2 (I)	2*20	42
	MIDAN 2 (H)	3*20	76
	ALJAMHA (L)	1*20	13
	AL'THAWRA (M)	3*30	27
	ALHAJER (N)	2*20	22
RURAL OF DAMASCUS	DUMA	2*20	40
	SYEDNAYA	2*20	14
	MADDAMYA	2*20	40
	ADRA 1	2*10	17
	MATAR	(1*20)+(2*5)	26
	ZABADANE	2*20	23
	AL MOETAMARA	2*10	5
	EZAHA	2*20	14
	KESWA	2*20	23
	MAARAD	1*20	18
	QTYFA	1*20	14
	ADRA2	1*30	14
	ALNABEK	2*20	27
DIMAS	1*20	10	





Public Establishment for
Distribution and EXPloitation
of Electrical Energy (PEDEE)
Single Diagram for (230, 66)
kv network

- Existing 230 kv
- Planned 230 kv
- Existing 66 kv
- Planned 66 kv
- (230/66) kv substation
under construction
- (66/20) kv substation
Planned
- (66/20) kv substation
under construction

JICA